

# 住宅リフォーム助成事業

市では、市民の皆さんが市内の施工業者を利用して、自宅のリフォーム工事を行う場合に、お支払いになった工事費の一部を助成する事業を防府商工会議所と連携して行います。

この事業は、住宅リフォーム工事の需要を喚起し、市内産業の活性化を図ることを目的に行う緊急の経済対策事業です。

※ 市内施工業者とは、本市に本社または本店所在地を有する法人または市内に住所を有する個人事業者のうち、市内で1年以上継続して事業を営んでいる事業者です。

## 《助成対象者》

- ◆以下の要件をすべて満たす人
  - 1 防府市に住民登録または外国人登録をしている人
  - 2 市内に住宅を所有し、その住宅に居住している人
  - 3 市税の滞納がない人

## 《助成金額》

助成対象となる工事費の10%（限度額は10万円）相当の市内共通商品券

## 《応募方法》

当事業では、まず500件の助成対象工事の希望者を募集します。応募は、往復はがき下記の内容を記入のうえ、5月9日（月）から6月10日（金）までの間に防府商工会議所へお申込みください（募集期間内の消印有効）。

往復はがきの記入例は、市役所総合案内、各公民館および防府商工会議所にも備え付けています。

記載例【往復はがき表面】

747-8799	郵便事業株式会社防府支店留
往信	防府商工会議所
	住宅リフォーム
	助成事業行
	(白紙)

記載例【往復はがき裏面】

応募者の郵便番号	① 住所
返信	② 氏名
応募者の住所	③ 電話番号
応募者の氏名	④ 工事内容
様	⑤ 予定工事日程
	⑥ 住宅の所有者

※ 助成対象工事は、正式な助成申請（下記の「当事業の流れ」の④参照。往復はがきの申込は、助成申請ではありません）をした後の審査を経て、助成金の交付決定があった日（早くて平成23年7月10日）以降に工事に着手し、平成24年1月31日までに完了する工事です。

※上記記載例は、往復はがきを開いた状態のものです。

## 《当選の決定方法》

応募件数が500件を上回った場合は、公開抽選により当選者を決定します。この場合は公開抽選の日時、場所及び抽選番号を記載した案内状（返信裏面）を、抽選の1週間前に、応募者全員に郵送します。

なお、応募件数が500件に達しなかった場合や、今回の募集で当選した人に対する交付決定の額が予算額を下回った場合には、2次募集を行う予定です（平成23年9月頃）。

## 《当事業の流れ》

- ① 往復はがきによる募集（平成23年5月9日～6月10日、募集件数：500件）
- ② 当選者の決定（応募件数が500件を上回った場合は、公開抽選により当選者を決定します。）
- ③ 当選者へ助成申請に必要な書類を郵送
- ④ 当選者からの助成申請を受付（平成23年7月1日～8月1日）
- ⑤ 助成申請を基に審査（審査の結果、不備がなければ⑥へ）※審査期間は約10日間
- ⑥ 助成金の交付決定通知書を助成申請者へ送付
- ⑦ 工事着手（平成24年1月31日までに工事を終え、完了後14日以内に工事完了届を提出）  
※助成金交付決定通知書を受け取ってから工事を開始してください。
- ⑧ 工事完了届を受付（平成24年2月14日まで随時）
- ⑨ 工事着手前と工事完了後の写真をもとに現地で工事が実施されたことを確認
- ⑩ 防府商工会議所の窓口において市内共通商品券を交付

## 取扱店を募集します

平成 24 年 1 月 31 日まで、当事業で発行する市内共通商品券の取扱店を募集します。取り扱いを希望する店舗は、市役所総合案内、各公民館および防府商工会議所に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、防府商工会議所に申し込んでください。

〈応募先・問合せ〉

防府商工会議所 (Tel22-4352 fax22-4763)

## 市内施工業者への説明会

市内施工業者に対し、下記のとおり当事業の助成内容等についての説明会を開催します。

と き 3月24日(木)

① 午後1時30分～2時30分

② 午後6時～7時

ところ 防府商工会議所 4階会議室

問合せ 商工振興課 (Tel25-2147 fax25-4537)

## 《助成対象工事》

◆以下の要件をすべて満たす工事（電気製品の取替え等に付随する工事や備品の設置は当事業の対象となりません）

- 1 10万円以上（廃材処分費及び消費税を除く）の既存住宅のリフォーム工事（下表の助成対象の工事例）
- 2 市内施工業者を利用して行う工事
- 3 交付決定があった日（早くて平成23年7月10日）以降に工事に着手し、平成24年1月31日までに完了する工事
- 4 本市の他の助成等（市木造住宅耐震化促進事業補助金【建築課】を除く。）の対象工事となる工事が含まれていない工事  
※本市の他の助成等とは、次のものです。当事業の助成と本市の他の助成等を併せて受ける場合は、当事業に応募する工事の中に本市の他の助成等の対象となる工事を含まないでください。  
①家庭用小型浄化槽の設置に対する防府市浄化槽設置整備事業補助金の交付【下水道管理課】  
②住宅改修費に対する介護保険からの支給【高齢障害課】  
③住宅用太陽光発電システムの設置に対する防府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付【生活安全課】

### 助成対象の工事例（この表にない工事は個別審査により決定します）

屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	火災報知機の設置
雨樋の取替	防犯カメラ等の防犯機能の付加または強化のための工事
床、壁、天井材の張替	換気扇、換気空清機ロスナイの設置
ドア、ふすま、障子等、建具の取替	エレベーターの設置
ガラス、網戸の交換	スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
サッシの設置、取替	玄関フード・サンルームの増築（住宅と一体であることが必要）
カウンター、棚の設置	バルコニーの増築
間取り等の変更に伴う壁等の改修	住宅と同一棟の車庫、物置等の設置、改修、増築
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置（※1）	増改築（※3）
浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修（※1）	併用住宅のうち、住居部分に係る改修、増築
合併浄化槽の設置（※1）	床暖房設備工事
給排水衛生設備工事	ソーラーシステム（太陽熱を利用した温水装置）の設置
システムキッチンの設置（※2）	太陽光発電装置の設置（※1）
ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置	

※1 ただし、市の他の助成を受けるものは対象外。

※2 IHクッキングヒーター、オープン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限り対象。

※3 ただし、既存住宅と離して別棟を新増築するものは対象外。

### 助成対象外の工事例

電気製品（エアコン、テレビ、照明器具等）の購入	門、塀ほかの外構工事
住宅と別棟の車庫、物置等の設置、改修、増築	ウッドデッキ、パーゴラの設置
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	広告、看板の設置
併用住宅のうち、店舗部分に係る改修、増築	リフォーム工事に伴う廃材の処分費

問合せ 商工振興課（天神ピア3階・Tel 25-2147）